



2019年4月2日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 柴野 恒雄  
(コード番号 5998 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也  
(TEL. 03-3822-5865)

## 訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

2018年3月6日付「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしました日本スプリー株式会社（以下、同社）との訴訟の一審判決を受けて、同社はこれを不服として、当社は控訴の提起を受けていました。2019年3月28日、知的財産高等裁判所により、一審とほぼ同様の判決が言渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 判決のあった裁判所および年月日  
知的財産高等裁判所  
2019年3月28日

2. 訴訟の経緯

当社は、当社の製造するタンダレス・インサートの製造方法が同社の保有する特許権（螺旋状コイルインサートの製造方法）を侵害しているとして、2015年11月10日に同社より同製品の製造販売等の差止めを求める訴えの提起を受けました。

当社は、同社特許が当社のタンダレス・インサートの製造方法を知った同社による無断出願によるものであって、同社特許侵害の事実がないことから、訴訟代理人を選任の上応訴するとともに、同社の提訴が不法行為であるとして、同社に損害賠償を請求しました。

第一審では、2018年3月6日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしているとおり、原告（同社）の請求を棄却し、損害賠償を命じる内容の判決が言渡されました。同社はこれを不服とし、控訴の提起をしていました。

3. 主な判決の内容

- (1) 1審原告（同社）の差止請求にかかる控訴を棄却する。
- (2) 1審原告（同社）が当社に負う損害賠償額を330万円および遅延損害金に減額する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを3分し、その2を1審原告（同社）の負担とし、その余を1審被告（当社）の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決は、当社の主張が根幹部分で認められ、受け入れられる内容であります。今後公表すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

5. 業績への影響等

本訴訟の判決が当社業績に与える影響はありません。

以上

お問合せ先：

株式会社アドバネクス 総務部広報IR課

〒114-8581 東京都北区田端 6-1-1 田端アスカタワー

TEL：03-3822-5865

FAX：03-3822-5873